

聖籠町職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第21号

聖籠町職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

聖籠町職員の管理職手当に関する規則（平成3年聖籠町規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

町長部局	本庁	課長	1種
		室長	1種
		診療所長（医師）	3種
	こども園	園長	2種

」

を

「

町長部局	本庁	課長	1種
		室長	1種
		診療所長（医師）	3種

」

に改め、同表教育委員会の事務部局の部本庁の項中「2種」を「1種」に改め、同表に次のように加える。

		地方創生戦略監	4種
--	--	---------	----

別表第2に次のように加える。

4種	126,800円
----	----------

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。